



(号外)
発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔府 令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府八五)

三

○貸金業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同八六)

二五

○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同八七)

一六

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

一六

(内閣府・総務・文部科学四)

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働一〇)

一三

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・農林水産七)

一五

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令(デジタル庁・総務一四)

一八

〔省 令〕

○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(総務九五)

一八

○電波法施行規則の一部を改正する省令(同九六)

二五

○地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同九七)

二五

○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令(法務四五)

一八

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に規定する公私の機関の基準を定める省令(同四六)

三六

○出入国管理及び難民認定法施行規則及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令(同四七)

三六

○商業登記規則等の一部を改正する省令(同四八)

三〇

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(法務・厚生労働四)

三三

○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(同五)

二四

○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令

二六

(法務・国土交通一)

○国家公務員共済組合法施行規則及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部を改正する省令(財務六三)

三〇

○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

三〇

(財務・農林水産五)

○文部科学省組織規則の一部を改正する省令(文部科学二六)

三〇

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(同二七)

三二

○教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(同二八)

三三

○国民年金基金規則等の一部を改正する省令(厚生労働九五)

三四

○農林水産省組織規則の一部を改正する省令(農林水産四五)

三六

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令(経済産業六四)

三五

○動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令

三五

(国土交通九四)

○道路法施行規則等の一部を改正する省令(同九五)

三〇

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同九六)

三三

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(同九七)

三四

○地方航空局組織規則の一部を改正する省令(同九八)

三六

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同九九)

三六

○気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等に関する証書に関する省令の一部を改正する省令(同一〇〇)

三七

〔法規的告示〕

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の内閣総理大臣が定める基準等の一部を改正する件

三七

(内閣府一二五)

○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件(同一二六)

三六

○地方公務員等共済組合法施行規程第百四条第二項第四号に規定する主務大臣が定める方法の一部を改正する告示(内閣府・総務・文部科学一)
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件(内閣府・財務四)

三五

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項の一部を改正する件

(内閣府・文部科学二)

三七

○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係告示の整備に関する告示

(子ども家庭庁五)

三七

○内閣府の所管する子ども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づき子ども家庭庁長官の定める者及び内閣府の所管する子ども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める基準を廃止する告示 (同六)

三九

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示の一部を改正する件

(同七)

三九

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

(子ども家庭庁・厚生労働八)

三九

○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件 (総務三三九)

三九

○電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件の一部を改正する件

(同三四〇)

三九

○小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件を廃止する件 (同三四一)

四〇

○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件

(総務・経済産業・国土交通一)

四〇

○商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の一部を改正する告示 (法務一一九)

四〇

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第十九条第二項第三号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める区域 (法務・厚生労働一)

四〇

○国家公務員共済組合法施行規則第十九条第二項第四号に規定する財務大臣が定める方法の一部を改正する告示 (財務二五七)

四〇

○私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法の一部を改正する告示 (文部科学一二三)

四〇

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件

(厚生労働二六五)

四〇

○労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号の規定に基づく休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件 (同二六六)

四〇

○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件

(同二六七)

四〇

○令和八年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件 (国土交通九〇三)

四二

○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件 (同九〇四)

四二

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

(同九〇五)

四四

○農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示

(金融庁・農林水産一八)

四四

○重要文化財の管理団体を定める件 (文化庁二二)

四九

○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件

(同二二三)

四九

○令和七砂糖年度に係る砂糖調整基準価格等を定めた件

(農林水産一四五九)

四〇

○令和七砂糖・でん粉年度に係る国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件 (同一四六〇)

(農林水産・経済産業・国土交通五)

四〇

○流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の変更について

(農林水産・経済産業・国土交通五)

四二

○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく業種を指定する件 (経済産業一四四)

四三

○福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えた件

(国土交通九〇六)

四三

○低騒音型建設機械の指定に関する件 (同九〇七)

四四

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件 (同九〇八)

四四

○排出ガス対策型建設機械の書面の記載事項変更に関する件 (同九〇九)

四四

○大館能代空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件

(同九一〇)

四四

〔官庁報告〕

基本測量関係事項公告 (国土交通省)

四四

〔資料〕

国庫歳入歳出状況 (令和六年度令和七年七月分)、(令和七年度令和七年七月分) (財務省)

四四

○経済産業省告示第百四十四号
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同
号の業種を次の表のとおり指定する。
令和七年九月三十日
経済産業大臣 武藤 容治

番号	業種	指定期間
一	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であつて、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）	令和七年十月一日から令和七年十二月三十一日まで
二	養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）	
三	畜産サービス業（獣医業を除く。）（製造加工設備を有する蚕種製造請負業、てい鉄修理業、人工ふ卵設備を有し鶏卵の人工ふ化を行うふ卵業、家畜貸付業に限る。）	
四	素材生産業	
五	素材生産サービス業	
六	石炭鉱業（石炭選別業を含む。）	
七	花こう岩・同類似岩石採石業	
八	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
九	安山岩・同類似岩石採石業	
十	大理石採石業	
十一	凝灰岩採石業	
十二	砂岩採石業	
十三	粘板岩採石業	
十四	砂・砂利・玉石採取業	
十五	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十六	耐火粘土鉱業	
十七	ろう石鉱業	
十八	ドロマイト鉱業	
十九	長石鉱業	
二十	けい石鉱業	

二十一	天然けい砂鉱業
二十二	石灰石鉱業
二十三	酸性白土鉱業
二十四	ベントナイト鉱業
二十五	けいそう土鉱業
二十六	滑石鉱業
二十七	土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。）
二十八	造園工事業
二十九	建築リフォーム工事業
三十	大工工事業（型枠大工工事業を除く。）
三十一	とび工事業
三十二	タイル工事業
三十三	コンクリートブロック工事業
三十四	床工事業
三十五	内装工事業
三十六	金属製建具工事業
三十七	木製建具工事業
三十八	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）
三十九	解体・はつり工事業
四十	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く。）
四十一	有線テレビジョン放送設備設置工事業
四十二	信号装置工事業
四十三	一般管工事業
四十四	給排水・衛生設備工事業
四十五	その他の管工事業

七十二	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）
七十一	清酒製造業
七十	発泡性酒類製造業
六十九	果実酒製造業
六十八	清涼飲料製造業
六十七	他に分類されない食料品製造業
六十六	でんぶん製造業
六十五	その他の精穀・製粉業
六十四	精米・精麦業
六十三	でんぶん糖類製造業
六十二	ソース製造業
六十一	味そ製造業
六十	野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く。）
五十九	その他の水産食料品製造業
五十八	冷凍水産食品製造業
五十七	冷凍水産物製造業
五十六	塩干・塩蔵品製造業
五十五	水産練製品製造業
五十四	海藻加工業
五十三	水産缶詰・瓶詰製造業
五十二	その他の畜産食料品製造業
五十一	処理牛乳・乳飲料製造業
五十	肉加工品製造業
四十九	部分肉・冷凍肉製造業
四十八	熱絶縁工事業
四十七	昇降設備工事業
四十六	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く。）

百	漁網製造業
九十九	繊維雑品染色整理業
九十八	ニット・レース染色整理業
九十七	綿状繊維・糸染色整理業
九十六	織物手加工染色整理業
九十五	織物整理業
九十四	絹・人絹織物機械染色業
九十三	綿・スフ・麻織物機械染色業
九十二	横編ニット生地製造業
九十一	たて編ニット生地製造業
九十	丸編ニット生地製造業
八十九	その他の織物業
八十八	細幅織物業
八十七	毛織物業
八十六	絹・人絹織物業
八十五	綿・スフ織物業
八十四	かさ高加工糸製造業
八十三	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く。）
八十二	毛紡績業
八十一	化学繊維紡績業
八十	綿紡績業
七十九	化学繊維製造業
七十八	製糸業
七十七	有機質肥料製造業
七十六	単体飼料製造業
七十五	製茶業
七十四	混成酒類製造業
七十三	蒸留酒類製造業

百一	網地製造業（漁網を除く。）
百二	レース製造業
百三	組ひも製造業
百四	フェルト・不織布製造業
百五	その他の繊維粗製品製造業
百六	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百七	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百八	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百九	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く。）
百十	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百十一	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類を除く。）
百十二	ニット製アウターシャツ類製造業
百十三	セーター類製造業
百十四	その他の外衣・シャツ製造業
百十五	織物製下着製造業
百十六	ニット製下着製造業
百十七	織物製・ニット製寝着類製造業
百十八	補整着製造業
百十九	和装製品製造業（足袋を含む。）
百二十	ネクタイ製造業
百二十一	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
百二十二	靴下製造業
百二十三	手袋製造業
百二十四	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業

百二十五	寝具製造業
百二十六	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
百二十七	刺しゅう業
百二十八	タオル製造業
百二十九	繊維製衛生材料製造業
百三十	他に分類されない繊維製品製造業
百三十一	一般製材業
百三十二	単板製造業
百三十三	木材チップ製造業
百三十四	造作材製造業（建具を除く。）
百三十五	合板製造業
百三十六	集成材製造業
百三十七	建築用木製組立材料製造業
百三十八	パーティクルボード製造業
百三十九	繊維板製造業
百四十	銘木製造業
百四十一	床板製造業
百四十二	たる・おけ製造業
百四十三	木材薬品処理業
百四十四	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
百四十五	木製家具製造業（漆塗りを除く。）
百四十六	金属製家具製造業
百四十七	マットレス・組スプリング製造業
百四十八	宗教用具製造業
百四十九	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業
百五十	洋紙製造業
百五十一	板紙製造業
百五十二	機械すき和紙製造業

百五十三	重包装紙袋製造業
百五十四	複合肥料製造業
百五十五	その他の化学肥料製造業
百五十六	ソーダ工業
百五十七	無機顔料製造業
百五十八	圧縮ガス・液化ガス製造業
百五十九	その他の無機化学工業製品製造業
百六十	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む。）
百六十一	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む。）
百六十二	発酵工業
百六十三	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
百六十四	プラスチック製造業
百六十五	合成ゴム製造業
百六十六	その他の有機化学工業製品製造業
百六十七	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
百六十八	石けん・合成洗剤製造業
百六十九	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く。）
百七十	塗料製造業
百七十一	印刷インキ製造業
百七十二	医薬品原薬製造業
百七十三	医薬品製剤製造業
百七十四	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む。）
百七十五	頭髪用化粧品製造業
百七十六	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
百七十七	火薬類製造業
百七十八	ゼラチン・接着剤製造業

百七十九	潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないものに限る。）
百八十	プラスチック板・棒製造業
百八十一	プラスチック管製造業
百八十二	プラスチック継手製造業
百八十三	プラスチック異形押出製品製造業
百八十四	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
百八十五	プラスチックフィルム製造業
百八十六	プラスチックシート製造業
百八十七	合成皮革製造業
百八十八	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
百八十九	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百九十	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百九十一	工業用プラスチック製品加工業
百九十二	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む。）
百九十三	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
百九十四	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
百九十五	発泡・強化プラスチック製品加工業
百九十六	プラスチック成形材料製造業
百九十七	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
百九十八	プラスチック製容器製造業
百九十九	他に分類されないプラスチック製品製造業
二百	自動車タイヤ・チューブ製造業
二百一	ゴム製履物・同附属品製造業
二百二	プラスチック製履物・同附属品製造業
二百三	ゴムベルト製造業

二百四	ゴムホース製造業
二百五	工業用ゴム製品製造業
二百六	ゴム練生地製造業
二百七	再生ゴム製造業
二百八	他に分類されないゴム製品製造業
二百九	なめし革製造業
二百十	工業用革製品製造業（手袋を除く。）
二百十一	革製履物用材料・同附属品製造業
二百十二	革製履物製造業
二百十三	革製手袋製造業
二百十四	かばん製造業
二百十五	袋物製造業（ハンドバッグを除く。）
二百十六	ハンドバッグ製造業
二百十七	毛皮製造業
二百十八	その他のなめし革製品製造業
二百十九	ガラス製加工素材製造業
二百二十	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
二百二十一	セメント製造業
二百二十二	生コンクリート製造業
二百二十三	コンクリート製品製造業
二百二十四	粘土がわら製造業
二百二十五	その他の建設用粘土製品製造業
二百二十六	電気用陶磁器製造業
二百二十七	理化学用・工業用陶磁器製造業
二百二十八	陶磁器製タイル製造業
二百二十九	陶磁器用はい土製造業
二百三十	耐火れんが製造業

二百三十一	不定形耐火物製造業
二百三十二	その他の耐火物製造業
二百三十三	砕石製造業
二百三十四	再生骨材製造業
二百三十五	石工品製造業
二百三十六	けいそう土・同製品製造業
二百三十七	鉱物・土石粉砕等処理業
二百三十八	石膏製品製造業
二百三十九	石灰製造業
二百四十	鋳型製造業（中子を含む。）
二百四十一	他に分類されない窯業・土石製品製造業
二百四十二	製鋼・製鋼圧延業
二百四十三	鋼管製造業
二百四十四	磨棒鋼製造業
二百四十五	引抜鋼管製造業
二百四十六	伸線業
二百四十七	銑鉄・鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く。）
二百四十八	可鍛鋳鉄製造業
二百四十九	鋳鋼製造業
二百五十	鍛鋼製造業
二百五十一	鉄鋼シャースリット業
二百五十二	鋳鉄管製造業
二百五十三	鉛第二次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む。）
二百五十四	伸銅品製造業
二百五十五	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く。）
二百五十六	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く。）
二百五十七	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く。）

二百五十八	アルミニウム・合金ダイカスト製造業
二百五十九	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・合金ダイカストを除く。）
二百六十	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
二百六十一	その他の金物類製造業
二百六十二	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く。）
二百六十三	ガス機器・石油機器製造業
二百六十四	温風・温水暖房装置製造業
二百六十五	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く。）
二百六十六	金属製サッシ・ドア製造業
二百六十七	製缶板金業
二百六十八	アルミニウム・合金プレス製品製造業
二百六十九	金属プレス製品製造業（アルミニウム・合金を除く。）
二百七十	粉末や金製品製造業
二百七十一	金属製品塗装業
二百七十二	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
二百七十三	金属彫刻業
二百七十四	金属熱処理業
二百七十五	その他の金属表面処理業
二百七十六	くぎ製造業
二百七十七	その他の金属線製品製造業
二百七十八	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
二百七十九	金属製スプリング製造業
二百八十	他に分類されない金属製品製造業
二百八十一	汎用内燃機関製造業
二百八十二	その他の原動機製造業
二百八十三	油圧・空圧機器製造業

二百八十四	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く。）
二百八十五	工業窯炉製造業（燃烧炉に限る。）
二百八十六	玉軸受・ころ軸受製造業
二百八十七	建設機械・鉋山機械製造業
二百八十八	製織機械・編組機械製造業
二百八十九	染色整理仕上機械製造業
二百九十	縫製機械製造業
二百九十一	食品機械・同装置製造業
二百九十二	木材加工機械製造業
二百九十三	印刷・製本・紙工機械製造業
二百九十四	包装・荷造機械製造業
二百九十五	鑄造装置製造業
二百九十六	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
二百九十七	金属工作機械製造業
二百九十八	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く。）
二百九十九	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く。）
三百	機械工具製造業（粉末や金業を除く。）
三百一	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
三百二	娯楽用機械製造業
三百三	体積計製造業
三百四	はかり製造業
三百五	測量機械器具製造業
三百六	歯科用機械器具製造業
三百七	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
三百八	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業
三百九	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

三百十	電気溶接機製造業
三百十一	内燃機関電装品製造業
三百十二	その他の民生用電気機械器具製造業
三百十三	電球製造業
三百十四	電気照明器具製造業
三百十五	エックス線装置製造業
三百十六	電気計測器製造業（工業計器、医療用計測器等を除く。）
三百十七	医療用計測器製造業
三百十八	有線通信機械器具製造業
三百十九	スマートフォン・携帯電話機・ビーエイチエス電話機製造業
三百二十	無線通信機械器具製造業
三百二十一	自動車製造業（二輪自動車を含む。）
三百二十二	自動車車体・附随車製造業
三百二十三	自動車部分品・附属品製造業
三百二十四	その他の航空機部分品・補助装置製造業
三百二十五	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
三百二十六	自転車・同部分品製造業
三百二十七	貴金属・宝石製装身具製品製造業
三百二十八	貴金属・宝石製装身具附属品・同材料加工業
三百二十九	その他の貴金属製品製造業
三百三十	装身具・裝飾品製造業（貴金属・宝石製を除く。）
三百三十一	造花・裝飾用羽毛製造業
三百三十二	ボタン製造業
三百三十三	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
三百三十四	その他の装身具・裝飾品製造業
三百三十五	ピアノ製造業

三百三十六	運動用具製造業
三百三十七	万年筆・ペン類・鉛筆製造業
三百三十八	毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く。）
三百三十九	その他の事務用品製造業
三百四十	漆器製造業
三百四十一	麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業
三百四十二	うちわ・扇子・ちようちん製造業
三百四十三	喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く。）
三百四十四	その他の生活雑貨製品製造業
三百四十五	工業用模型製造業
三百四十六	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く。）
三百四十七	眼鏡製造業（枠を含む。）
三百四十八	ガス製造業
三百四十九	ガス小売業
三百五十	電気通信に附帯するサービス業
三百五十一	ラジオ放送業（衛星放送業を除く。）
三百五十二	市場調査・世論調査・社会調査業
三百五十三	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く。）
三百五十四	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く。）
三百五十五	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
三百五十六	レコード制作業
三百五十七	ラジオ番組制作業
三百五十八	新聞業
三百五十九	出版業
三百六十	広告制作業
三百六十一	ニュース供給業

三百六十二	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
三百六十三	一般乗合旅客自動車運送業
三百六十四	一般乗用旅客自動車運送業
三百六十五	一般貸切旅客自動車運送業
三百六十六	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）
三百六十七	特別積合せ貨物運送業
三百六十八	特定貨物自動車運送業
三百六十九	貨物軽自動車運送業
三百七十	集配利用運送業
三百七十一	外航貨物海運業
三百七十二	沿海貨物海運業
三百七十三	港湾旅客海運業
三百七十四	河川水運業
三百七十五	湖沼水運業
三百七十六	内航船舶貨渡業
三百七十七	航空機使用業（航空運送業を除く。）
三百七十八	利用運送業（集配利用運送業を除く。）
三百七十九	運送代理店
三百八十	鉄道施設提供業
三百八十一	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
三百八十二	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百八十三	その他の各種商品卸売業
三百八十四	繊維原料卸売業
三百八十五	糸卸売業
三百八十六	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く。）
三百八十七	男子服卸売業

三百八十八	婦人・子供服卸売業
三百八十九	下着類卸売業
三百九十	その他の衣服卸売業
三百九十一	寝具類卸売業
三百九十二	かばん・袋物卸売業
三百九十三	その他の身の回り品卸売業
三百九十四	野菜卸売業
三百九十五	果実卸売業
三百九十六	生鮮魚介卸売業
三百九十七	その他の農畜産物・水産物卸売業
三百九十八	砂糖・味そ・しょう油卸売業
三百九十九	酒類卸売業
四百	乾物卸売業
四百一	茶類卸売業
四百二	その他の食料・飲料卸売業
四百三	木材・竹材卸売業
四百四	セメント卸売業
四百五	その他の化学製品卸売業
四百六	石油卸売業
四百七	鉄鋼一次製品卸売業
四百八	非鉄金属スクラップ卸売業
四百九	その他の再生資源卸売業
四百十	農業用機械器具卸売業
四百十一	金属加工機械卸売業
四百十二	その他の産業機械器具卸売業
四百十三	自動車卸売業（二輪自動車を含む。）
四百十四	家庭用電気機械器具卸売業
四百十五	電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く。）

四百十六	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く。）
四百十七	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
四百十八	家具・建具卸売業
四百十九	荒物卸売業
四百二十	室内装飾繊維品卸売業
四百二十一	化粧品卸売業
四百二十二	合成洗剤卸売業
四百二十三	紙卸売業
四百二十四	紙製品卸売業
四百二十五	金物卸売業
四百二十六	肥料・飼料卸売業
四百二十七	スポーツ用品卸売業
四百二十八	たばこ卸売業
四百二十九	ジュエリー製品卸売業
四百三十	書籍・雑誌卸売業
四百三十一	他に分類されないその他の卸売業
四百三十二	百貨店
四百三十三	その他の各種商品小売業
四百三十四	寝具小売業
四百三十五	男子服小売業
四百三十六	婦人服小売業
四百三十七	子供服小売業
四百三十八	靴小売業
四百三十九	履物小売業（靴を除く。）
四百四十	かばん・袋物小売業
四百四十一	下着類小売業
四百四十二	洋品雑貨・小間物小売業

四百四十三	野菜小売業
四百四十四	果実小売業
四百四十五	食肉小売業（卵、鳥肉を除く。）
四百四十六	鮮魚小売業
四百四十七	酒小売業
四百四十八	牛乳小売業
四百四十九	茶類小売業
四百五十	乾物小売業
四百五十一	中古自動車小売業
四百五十二	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）
四百五十三	自転車小売業
四百五十四	その他の機械器具小売業
四百五十五	家具小売業
四百五十六	宗教用具小売業
四百五十七	金物小売業
四百五十八	荒物小売業
四百五十九	化粧品小売業
四百六十	農業用機械器具小売業
四百六十一	肥料・飼料小売業
四百六十二	ガソリンスタンド
四百六十三	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
四百六十四	書籍・雑誌小売業（古本を除く。）
四百六十五	新聞小売業
四百六十六	スポーツ用品小売業
四百六十七	楽器小売業
四百六十八	時計・眼鏡・光学機械小売業
四百六十九	たばこ・喫煙具専門小売業
四百七十	ジュエリー製品小売業

四百七十一	ペット・ペット用品小売業
四百七十二	他に分類されないその他の小売業
四百七十三	生命保険媒介業
四百七十四	建物売買業
四百七十五	土地売買業（投機を目的としないものに限る。）
四百七十六	不動産代理業・仲介業
四百七十七	貸事務所業
四百七十八	その他の不動産賃貸業
四百七十九	不動産管理業
四百八十	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く。）
四百八十一	スポーツ・娯楽用品賃貸業
四百八十二	映画・演劇用品賃貸業
四百八十三	音楽・映像記録物賃貸業（映画配給業及び映画フィルム賃貸業を除く。）
四百八十四	貸衣装業（映画・演劇用のものを除く。）
四百八十五	他に分類されない物品賃貸業
四百八十六	芸術家業
四百八十七	翻訳業（著述家業を除く。）
四百八十八	他に分類されない専門サービス業
四百八十九	その他の土木建築サービス業
四百九十	写真業（商業写真業を除く。）
四百九十一	旅館、ホテル
四百九十二	簡易宿所
四百九十三	下宿業
四百九十四	リゾートクラブ
四百九十五	他に分類されない宿泊業
四百九十六	料亭
四百九十七	その他の専門料理店

四百九十八	酒場、ビヤホール
四百九十九	バー、キャバレー、ナイトクラブ
五百	他に分類されない飲食店
五百一	普通洗濯業
五百二	洗濯物取次業
五百三	リネンサプライ業
五百四	理容業
五百五	美容業
五百六	一般公衆浴場業
五百七	その他の公衆浴場業
五百八	洗張・染物業
五百九	リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く。）
五百十	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
五百十一	旅行業（旅行者代理業を除く。）
五百十二	旅行者代理業
五百十三	衣服裁縫修理業
五百十四	葬儀業
五百十五	結婚相談業、結婚式場紹介業
五百十六	写真プリント、現像・焼付業
五百十七	他に分類されないその他の生活関連サービス業
五百十八	映画館
五百十九	劇場
五百二十	興行場
五百二十一	劇団
五百二十二	楽団、舞踏団
五百二十三	演芸・スポーツ等興行団

五百二十四	競輪場
五百二十五	自動車・モーターボートの競走場
五百二十六	競輪競技団
五百二十七	自動車・モーターボートの競技団
五百二十八	パチンコホール
五百二十九	ゲームセンター
五百三十	マリーナ業
五百三十一	遊漁船業
五百三十二	カラオケボックス業
五百三十三	娯楽に附帯するサービス業
五百三十四	他に分類されない娯楽業
五百三十五	音楽教授業
五百三十六	書道教授業
五百三十七	生花・茶道教授業
五百三十八	無床診療所
五百三十九	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道 整復師の施術所
五百四十	療術業
五百四十一	歯科技工所
五百四十二	その他の児童福祉事業
五百四十三	介護医療院
五百四十四	通所・短期入所介護事業
五百四十五	その他の老人福祉・介護事業
五百四十六	し尿処分業
五百四十七	浄化槽清掃業
五百四十八	ごみ収集運搬業
五百四十九	ごみ処分業
五百五十	産業廃棄物収集運搬業

五百五十一	産業廃棄物処分業
五百五十二	特別管理産業廃棄物収集運搬業
五百五十三	その他の自動車整備業
五百五十四	表具業
五百五十五	履物修理業
五百五十六	職業紹介業
五百五十七	ビルメンテナンス業
五百五十八	その他の建物等維持管理業
五百五十九	警備業
五百六十	ディスプレイ業
五百六十一	パストコントロール業
五百六十二	他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、 取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを 除く)を除く)
五百六十三	集会場

備考

1 この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一 統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）において分類された業種区分によるものとする。

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）次号において「適正化法」という。第二条第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三 適正化法第二条第五項に規定するものを除く。

2 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○国土交通省告示第九百六号

福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月三十日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二 空港の名称及び位置 福岡空港 福岡県福岡市

三 変更した事項（変更前の事項については、平成三十年国土交通省告示第七百八十九号及び令和二年国土交通省告示第七百七十八号を参照。）

イ 空港の範囲 第一図及び第二図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ 空港の総面積 三百五十四万二千二百九十八平方メートル

（注） 空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局福岡空港事務所において縦覧に供する。